

## 平成31年1月受診分から子ども福祉医療費制度が変わります

### 受給対象を中学校卒業までに 拡充します

**内容** 受給対象年齢を中学校卒業までのお子さんに拡充します。

**対象** 次の条件をすべて満たす人

- ①市内在住
- ②健康保険に加入していること
- ③15歳に達した日以降最初の3月31日(中学3年生修了)までの人

※ほかの福祉医療(母子・父子・心身障害者医療)や生活保護の受給世帯は、そちらを優先。

### 手続方法

#### ◆中学生の受給資格者証の手続き

受給資格の申請手続きが必要です。対象者には、申請方法などを記載した案内をお送りしています。詳しくは、そちらをご覧ください。

#### ◆現在、受給資格者証を持っている人

申請の必要はありません。平成31年1月から新しい受給資格者証をお使いください。

**未就学児:** 現物給付方式用の新しい受給資格者証(カード型)をお送りします。

**小学生:** 有効期限を延長した受給資格者証をお送りします。

#### 注意

平成31年4月に小学校に入学する人は、平成31年1~3月受診分のみ現物給付方式です。4月からは代理申請方式になりますので、医療機関などの窓口で一部負担金(3割分)の支払いが必要となります。(3月頃に新しい受給資格者証をお送りします)

### 未就学児の支給方法が 現物給付方式に変わります

現在

代理申請方式

市内の医療機関などで受診した場合、窓口で一部負担金を支払い、医療機関からの申請を基に各受給者へ福祉医療費を支給しています。

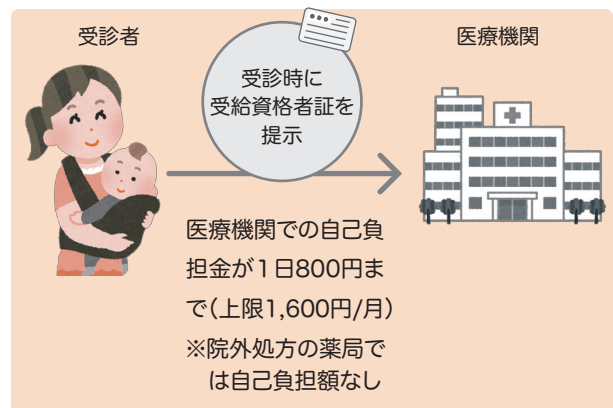


平成31年1月受診分から

現物給付方式

医療機関の窓口で支払う額を「福祉医療費の自己負担額まで」とし、窓口で一時的に負担する額を軽減します。一部医療機関を除く県内の医療機関であればこの方式で受診できるので、市外で受診した時に提出していた支給申請書の提出が不要となります。

※県外の医療機関の場合は、これまでどおり支給申請書の提出が必要です。



※小学生・中学生の支給方法は現行の代理申請方式(市外の医療機関は市の窓口で申請)です。

※現物給付方式と代理申請方式では、受給者番号や受給資格証が異なりますので、小学校入学前の年度末に新しい受給資格者証をお送りします。